が護保険事業にかかる費用 が護保険事業にかかる費用 が、介護保険事業にかかる費用 は、介護保険事業にかかる費用 は、介護保険事業にかかる費用 は、介護保険事業にかかる費用 は、介護保険事業にかかる費用 は、介護保険事業にかかる費用 は、介護保険事業にかかる費用 が90億円と見込み、第1号被 保険者が負担する23%を が90億円と見込み、第1号被 保険者が負担する23%を が90億円と見込み、第1号被 保険者が負担する23%を が90億円と見込み、第1号被 は、介護保険料基準額は が90億円と見込み、第1号被 は、のの3年間の保険料基準額は が14段階に分かれています。皆 さんの保険料額については、 7月中旬に納入通知書(介護保 で14段階に分かれています。皆 さんの保険料額については、 7月中旬に納入通知書(介護保 歳以上の人) が23%、 ずつを負担します。へ ずつを負担します。へ が護保険事業にかれ ります。 険料額決定通知書) とに それに加えて物理的デバイス(ハンプなど)区域内の道路の最高速度を30キロに規制し、 令 65 向上させるものです。 を設置することにより、 で実施します。 30プラスの整備を、 圓保険課介護保険係☎079-に基づき介護保険料が決ま介護保険事業計画を見直介護保険制度では、3年ご 介護サービス関 和 ン30プラスとは、 6 播磨西· 8 **(7)** ▲ハンプの例 皆さ ▲ゾーン30プラスの標識 区域を指定してその 歩行者などの安全を 区域内での最高速度を 車の運転者に減速と注意を 学校周辺エリア 度 促すために、路面に盛り上 30km/hに規制し、路面に凹 がりをつくっています。

## 所得段階別保険料額

今年度から新たな保険料基準額が設定されているため、所得状況などに変更がない人 についても保険料が変更になりますのでご注意ください。

令和6年度~令和8年度			
介護保険料所得段階	比率	保険料	
		月額	年額
【第1段階】 1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.285	1,653円	19,836円
【第2段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ 課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の者	基準額 ×0.485	2,813円	33,756円
【第3段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、 上記に該当しない者	基準額 ×0.685	3,973円	47,676円
【第4段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.85	4,930円	59,160円
【第5段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町 民税課税者がいる者で、上記に該当しない者	基準額	5,800円	69,600円
【第6段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.15	6,670円	80,040円
【第7段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.25	7,250円	87,000円
【第8段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.5	8,700円	104,400円
【第9段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額 ×1.7	9,860円	118,320円
【第10段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額 ×1.9	11,020円	132,240円
【第11段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額 ×2.1	12,180円	146,160円
【第12段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上800万円未満の者	基準額 ×2.3	13,340円	160,080円
【第13段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者	基準額 ×2.4	13,920円	167,040円
【第14段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の者	基準額 ×2.5	14,500円	174,000円

凸 (ハンプ) などをつける ことで、車の運転者に減速 を促します。 中は、 しています。

くお願い 運転にご協力をお願 安全に配慮した優し 児童や地域の人たちの が、ご協力の程よろし ご迷惑をおかけします 何かとご不便、 整備完了後は いたします。 (1 (1

会を実施しました。 係自治会への地元説明 進めながら、 校関係者などで計画を 1月に関 学 🗓土木課土木整備係☎079-435-2365

30

ラ

整備を行

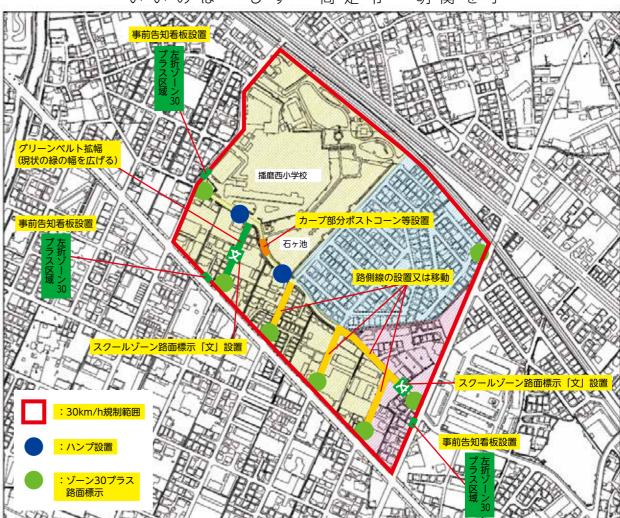
います

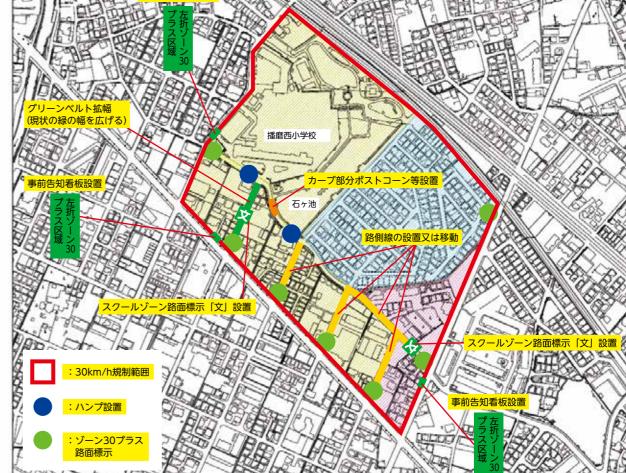
周

生活道路、

通学路の安全を考慮したゾ

和6年度秋以降を予定 工事については、 工事期間 令





介護保険料額が決定しま

介護保険料額

広報はりま 6.5

7